

一 般 化 学 物 質 及 び  
優 先 評 価 化 学 物 質 の  
製 造 数 量 等 の 届 出  
事 前 準 備 資 料

平成 2 2 年 1 2 月

経 済 産 業 省 製 造 産 業 局  
化 学 物 質 管 理 課 化 学 物 質 安 全 室

本資料は平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日現在版です。順次更新予定ですので、経済産業省ホームページ等で最新版かどうかご確認ください。

# 1 . 化審法全般（法改正の概要等）

## 本資料について

この事前準備資料は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）が改正され、平成23年4月1日から、新たに「一般化学物質」及び「優先評価化学物質」の製造・輸入数量等についての届出制度が設けられることに伴い、製造数量等の届出の手続き及び提出書類の記載方法等について説明するものです。

平成23年度の届出（平成22年度分の実績の届出。以下同じ）からは、従来の第二種及び第三種監視化学物質に、これまで製造数量等について届出義務が無かった既存化学物質等を加えた「一般化学物質」及びその中からリスクが低いとは認められない化学物質として指定された「優先評価化学物質」について、製造数量等の届出が必要となります。

届出制度の変更にとまなない、制度概要や、事前にお寄せいただいているご質問への対応についてまとめましたのでご覧いただき、届出の準備を進めていただくよう、お願いいたします。

## 化審法の概要及び法改正の背景

経済産業省では、化学物質の安全確保対策の一環として、化審法に基づき、新規化学物質の審査や既存化学物質の安全性点検作業を進めるとともに、事業者による化学物質の自主管理の促進に努めているところです。

近年、化学物質も含めて安全・安心についての国民の関心が高まっており、平成14年の環境サミットでの合意に基づき、欧州で新たな規制（REACH）が導入されるなど、化学物質管理の更なる強化が国際的にも求められており、我が国も対応を検討して参りました。

このような問題意識のもと、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、国際的動向を踏まえた規制合理化のための措置等を講ずるべく、平成21年度に化審法を改正しました。本改正は2段階施行となっており、1段階目はすでに平成22年4月1日から施行していますが、届出制度の変更を含む2段階目については、平成23年4月1日から施行予定となっています。

改正後の法体系下では、従来の化学物質の有害性のみに着目したハザードベースの管理から、人や環境中の生物が化学物質に暴露される量（環境排出量）を加味したリスクベースの管理へ移行することとしており、暴露量を把握するため、すべての化学物質について製造数量等の届出を求めるとしてしています。

## 法改正にともなう規制区分の変更

化審法の改正により、平成23年度以降、管理区分が以下の表のとおり変更になります。特に、これまで製造・輸入量について届出義務が無かった既存化学物質についても、原則として、1トン以上の製造・輸入を行った事業者は、毎年度その数量や用途等を届け出る義務が課されることとなりますのでご注意ください。

改正前の管理区分	改正法での管理区分 (平成23年度以降の届出)	製造・輸入量の届出の 必要性
第一種監視化学物質	監視化学物質(名称変更)	必要(改正前と同様)
第二種特定化学物質	第二種特定化学物質(改正前と同様)	必要(改正前と同様)
第二種監視化学物質 第三種監視化学物質	<b>一般化学物質または優先評価化学物質 (新設)</b> 平成23年度の届出では、平成23年4月1日(予定)に官報で指定された物質のみ「優先評価化学物質」として、その他の物質はすべて「一般化学物質」として届け出てください。	必要
既存化学物質 新規公示化学物質 公示前の、判定通知を受けた新規化学物質	<b>一般化学物質または優先評価化学物質 (新設)</b> 平成23年度の届出では、すべて「一般化学物質」として届け出てください。	必要 法改正により新たに届出義務が課せられます。

第二種監視化学物質および第三種監視化学物質は、2段階改正後の平成23年4月1日より廃止されます。

### (参考) 優先評価化学物質の指定について

優先評価化学物質は、国による化学物質のスクリーニング評価を経て、随時、大臣によって指定される予定です。(スクリーニング評価手法の考え方については、厚生労働省・環境省・経済産業省合同審議会で検討を行いました。)

ただし、平成22年度中は、平成22年4月1日現在で第二種・第三種監視化学物質に指定されている物質の中から優先評価化学物質が指定される予定であり、具体的な物質選定については平成23年1月頃に予定されている審議会での議論を踏まえ、平成23年4月1日に官報告示される予定です。

## 2 . 届出の対象や内容

### 届出対象者

本届出は、化審法の規定に基づき、一般化学物質又は優先評価化学物質に該当する化学物質を製造し、又は輸入した者に義務付けられているものです。（届出をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には罰則が定められています。）

#### (1) 届出対象者

届出対象者は、平成22年度に国内で製造・輸入した一般化学物質（又は優先評価化学物質）の量が1化学物質につき1企業あたり1.0トン以上の企業です。

製造・輸入数量の合計が1トン以上の場合は届出対象となりますが、この場合において製造数量・輸入数量が1トン未満の場合には、当該数量を0トンとして届け出てください。（例：製造数量0.8トン、輸入数量0.5トンの場合は、製造・輸入数量ともに0トンで届出）

委託生産の場合は原則として委託先企業（実際に製造した者）が届出対象者になります。

#### (2) 届出対象とならない者

次のような場合は、製造・輸入量の届出が必要ありません

##### < 1 > 化審法上、化学物質の「製造」には該当しないため届出が必要ないケース

国内の企業から購入した化学物質をそのまま販売した場合

国内の企業から購入した化学物質を、化学反応を伴わない混合・成形加工・精製等により商品とした場合

##### < 2 > 化審法上、化学物質の「輸入」には該当しないため届出が必要ないケース

成型品や一般消費者に販売される形態の混合物（化審法上の製品）を輸入した場合<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 特定化学物質使用製品は扱いが異なりますのでご注意ください。

##### < 3 > その他、法律等によって届出が不要と規定されているケース

平成22年度に国内で製造した化学物質の量と輸入した化学物質の量の合計量が1化学物質につき1企業あたり1トン未満の場合

試験研究のため化学物質を製造し、又は輸入している場合

中間物等、低懸念ポリマー、低生産の確認を受けている場合

届出不要物質<sup>2</sup>（リスク評価を行う必要が認められないものとして3大臣が指定する物質）を製造し、又は輸入した場合

<sup>2</sup> 届出不要物質は毎年度追加される予定です。

### 届出様式

一般化学物質及び優先評価化学物質については、「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」第9条の2及び第9条の3に届出事項が定められています。平成

23年度の届出様式は、一般化学物質の製造（輸入）数量等については同規則の「様式第11」（6～7ページ）、優先評価化学物質の製造（輸入）数量等については「様式第12」（10～12ページ）になります。

### 届出の内容

届け出る情報は、届出者の氏名又は名称（法人にあっては代表者氏名）・住所、化学物質名称、官報整理番号（MITI番号）、一般化学物質及び優先評価化学物質の製造・輸入・出荷数量（前年度の実績）等です。平成23年度は、平成22年度内の実績について届出してください。

#### 一般化学物質

- ・製造数量
- ・輸入数量
- ・出荷数量：用途別に届出を行う必要があります。

#### 優先評価化学物質

- ・製造数量：都道府県別に届出を行う必要があります。
- ・輸入数量：輸入した国・地域別に届出を行う必要があります。
- ・出荷数量：都道府県別及び用途（詳細用途）別に届出を行う必要があります。

なお、用途番号、都道府県又は国・地域番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

規制区分や官報整理番号等の検索には、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の化学物質総合検索システム（CHIP）の利用をお勧めします。

[http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/SystemTop\\_jp.faces](http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/SystemTop_jp.faces)

### 届出の受付

平成23年度は、平成23年4月1日～6月末日までに、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室（安全管理担当者宛）に提出してください。

提出方法は、紙、FD、CD、電子申請のいずれかをお願いします。

なお、電子申請に関しては、現在、経済産業省において、事業者の皆さんが効率的に届出書作成等を行える支援ソフトを作成中です。完成後は無料での配布を予定しています。

### 届出情報の活用

届出書については、経済産業省の行政文書として扱い、届出情報は化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価における暴露量の評価に活用させていただきます。



(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量

(単位：t) 2 / 2

6  
年度計

年度実績値

有効数字一桁で記入

製造数量 (t)

輸入数量 (t)

用途番号を記入

7

出荷数量 (t)

出荷に係る用途番号

8

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

具体的な用途 ( )

出荷数量(合計：t)

有効数字一桁で記入。そのため、個々の「出荷数量」と合計値が合わなくともよい。

用途番号に当てはまると思われるものが無い場合は用途番号「98(その他)」を記入し、( )内にてできる限り具体的な用途を記入

## 1 届出者等コード又は届出者等整理コード

平成23年度以降、一般化学物質、優先評価化学物質の届出を行うすべての事業者は、新たな「届出者等（整理）コード」が必要になります。これまでご利用いただいていた監視化学物質等の届出者等コードは使えず、新たなコードに切り替えていただく必要がありますのでご注意ください。また、このコードは少量新規化学物質の届出システムの届出者等コードとは共通ではありませんのでご注意ください。

過去5年間に監視化学物質の届出を行った方

平成23年初を目処に、新しいコードが経済産業省から付与される予定です。

上記以外の方

届出の前にコードを取得する必要があります。コード取得方法については、平成23年初を目処に経済産業省のウェブサイト等でお知らせする予定です。

## 2 物質名称

官報掲載名称を記載してください。

## 3 官報整理番号

各規制区分に指定された際の官報公示の類別整理番号（MITI番号）のことを指します（例えば、クロロホルムは、「2-37」となります）。

規制区分や官報整理番号等の検索には、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の化学物質総合検索システム（CHIP）の利用をお勧めします。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

## 4 その他の番号

CAS番号を記載してください。

## 5 高分子化合物の該当の有無

「高分子化合物」とは、『環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして平成二一年厚生労働省・経済産業省・環境省告示二号第一の基準（数平均分子量が千以上等）を満たした高分子化合物』（すなわち、次の及びに該当するもの。1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満。かつ、数平均分子量が1,000以上）を指します。

これに該当する場合は、記入欄に を付けてください。

6

### 製造・輸入数量

届出数量の単位はトン（t）です。一般化学物質は、数量を四捨五入し、有効数字1桁として届出を行ってください。（例えば17.27トンの場合には、20トンとなります。）

7

### 出荷数量

届出数量の単位はトン（t）です。一般化学物質は、1トン以上を出荷した用途について、数量を四捨五入し、有効数字1桁として届出を行ってください。（例えば17.27トンの場合には、20トンとなります。）

「出荷数量（合計）」は、端数を調整した後の合計値ではなく、正しい合計値を有効数字1桁で四捨五入した値を記入してください。したがって、「出荷数量（合計）」は、個々の「出荷数量」と合計値が合わない場合もあります。

製造又は輸入した年次にかかわらず、あくまで当該年度に出荷した化学物質の数量を届け出てください。

8

### 出荷に係る用途番号

出荷に係る用途は、通常想定される用途（出荷先等から情報があれば、それを反映させた用途）を、用途番号（2桁数字）で記入してください。用途番号に当てはまると思われるものが無い場合は、用途番号として「98（その他の原料、その他の添加剤）」を記入し、「具体的用途」の右側の（ ）内にできる限り具体的な用途を記入してください。また、「09（その他の溶剤）」を記入した場合も、「具体的用途」の右側の（ ）内にできる限り具体的な用途を記入してください。

「98（その他の原料、その他の添加剤）」又は「09（その他の溶剤）」以外の用途番号を記入した場合は、「具体的用途」の右側の（ ）には記入は不要です。

なお、用途番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

優先評価化学物質製造数量等届出書  
経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則  
(昭和49年6月7日通商産業省令第40号)様式第12

様式第12(第9条の3第2項関係)

[書類名] 優先評価化学物質製造数量等届出書 1/3

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

-----  
----- (印)

[届出者の住所]

-----

1

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

--	--	--	--	--	--	--	--

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 出荷数量には、同一企業内の自家消費数量を含めないものとする。
6. 記入単位はtとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。なお、四捨五入前の数量が1.0t以上の場合は届出の対象。
7. 届出者等整理コード、官報整理番号、その他の番号、高分子化合物の該当の有無、都道府県番号、国・地域番号及び用途番号は、記入要領を参考とすること。
8. 具体的な用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「98(その他)」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

担当者の氏名・連絡先も、届出書1ページ目の末尾に記入してください

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

2/3

次の及びに該当する高分子化合物を指す。1種類以上の単量体単位の子鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満。かつ、数平均分子量が1,000以上)

(1)化学物質名称等

データベースCHRI P等を参照

2 [物質名称] \_\_\_\_\_

3 [物質管理番号] [ ][ ][ ][ ][ ] - [ ][ ] CAS番号を記載

4 [官報整理番号] [ ] - [ ][ ][ ][ ]

5 [その他の番号] [ ][ ][ ][ ][ ][ ][ ] - [ ][ ][ ][ ][ ]

6 [高分子化合物の該当の有無](該当する場合は○印を記入)

(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量 (単位:t)

7 [ ][ ] 年度合計値

年度計 [ ] 製造数量 (t) [ ] 輸入数量 (t) [ ] 出荷数量

小数点第一位を四捨五入して実数で記入

3. 化学物質の製造等

(1)製造した事業所名及びその所在地

[ ] 都道府県(又は国・地域)番号を記入

(2)当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

8

都道府県番号	製造数量 (t)	国・地域番号	輸入数量 (t)
[0][ ][ ]	[ ][ ] (t)	[ ][ ][ ]	[ ] (t)
[ ] [ ][ ]	[ ] (t)	[ ][ ][ ]	[ ] (t)
[0][ ][ ]	[ ] (t)	[ ][ ][ ]	[ ] (t)
[0][ ][ ]	[ ] (t)	[ ][ ][ ]	[ ] (t)
[0][ ][ ]	[ ] (t)	[ ][ ][ ]	[ ] (t)

小数点第一位を四捨五入して実数で記入



## 1 届出者等コード又は届出者等整理コード

平成23年度以降、一般化学物質、優先評価化学物質の届出を行うすべての事業者は、新たな「届出者等（整理）コード」が必要になります。これまでご利用いただいていた監視化学物質等の届出者等コードは使えず、新たなコードに切り替えていただく必要がありますのでご留意ください。また、このコードは少量新規化学物質の届出システムの届出者等コードとは共通ではありませんのでご留意ください。

過去5年間に監視化学物質の届出を行った方

平成23年初を目処に、新しいコードが経済産業省から付与される予定です。

上記以外の方

届出の前にコードを取得する必要があります。コード取得方法については、平成23年初を目処に経済産業省のウェブサイト等でお知らせする予定です。

## 2 物質名称

官報掲載名称を記載してください。

## 3 物質管理番号

優先評価化学物質に指定された際の官報掲載番号を記載してください。

平成23年度の届出では、平成23年4月1日（予定）に官報で指定された物質のみ「優先評価化学物質」として届け出てください。

規制区分や官報整理番号等の検索には、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の化学物質総合検索システム（CHRIP）の利用をお勧めします。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

## 4 官報整理番号

各規制区分に指定された際の官報公示の類別整理番号（MITI番号）のことを指します（例えば、クロロホルムは、「2-37」となります）。

規制区分や官報整理番号等の検索には、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の化学物質総合検索システム（CHRIP）の利用をお勧めします。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

## 5 その他の番号

CAS番号を記載してください。

6

高分子化合物の該当の有無

「高分子化合物」とは、『環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして平成二一年厚生労働省・経済産業省・環境省告示二号第一の基準（数平均分子量が千以上等）を満たした高分子化合物』（すなわち、次の 及び に該当するもの。 1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満。かつ、数平均分子量が1,000以上）を指します。

これに該当する場合は、記入欄に を付けてください。

7

製造・輸入数量

届出数量の単位はトン（t）です。優先評価化学物質は、小数点第一位を四捨五入して実数で届出を行ってください。（例えば17.27トンの場合には、17トンとなります。）

8

当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は国・地域別輸入数量

都道府県番号（2桁）または国・地域番号（3桁）を記入してください。

なお、都道府県又は国・地域番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

9

都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量

届出数量の単位はトン（t）です。優先評価化学物質は、1トン以上を出荷した「都道府県・用途」について、小数点第一位を四捨五入して実数で届出を行ってください。（例えば17.27トンの場合には、17トンとなります。）

「出荷数量（合計）」は、端数を調整した後の合計値ではなく、正しい合計値の小数点第一位を四捨五入した値を記入してください。したがって、「出荷数量（合計）」は、個々の「出荷数量」と合計値が合わない場合もあります。

製造又は輸入した年次にかかわらず、あくまで当該年度に出荷した化学物質の数量を、都道府県別（輸出の場合は国・地域別）及び用途別に届け出てください。

10

出荷に係る都道府県（又は国・地域別）番号

国内に出荷した場合は都道府県番号（2桁）を右詰めで、海外に出荷（輸出）した場合は国・地域番号（3桁）を記入してください。

なお、都道府県又は国・地域番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

## 出荷に係る用途番号

出荷に係る用途は、通常想定される用途（出荷先等から情報があれば、それを反映させた用途）を、用途番号（2桁数字）及び詳細用途番号（1桁の英字）で記入してください。

用途番号に当てはまると思われるものが無い場合は、用途番号及び詳細用途番号として「98 - z（その他の原料、その他の添加剤）」を記入し、「具体的用途」の右側の（ ）内にできる限り具体的な用途を記入してください。

また、2桁の用途は該当があるが詳細用途番号には当てはまると思われるものが無い場合は、「（ 2桁の分類） - y又はz（その他）」を記入し、「具体的用途」の右側の（ ）内にできる限り具体的な用途を記入してください。

y又はz（その他）以外の詳細用途番号を記入した場合は、「具体的用途」の右側の（ ）には記入は不要です。

なお、用途番号、都道府県又は国・地域番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

### 3. よくあるご質問について

#### 一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出の要 / 不要について

「化学物質の製造」への該当 / 非該当について

(例1) 洗浄に使用したアルカリ石鹼の洗浄液を廃棄物として処理する場合も、アルカリ石鹼に化学反応が起きて他の化学物質が生成していれば製造数量等の届出が必要か(化審法上、「化学物質の製造」に該当するか)?

化学反応を起こさせた場合でも、その洗浄液が全量廃棄物となり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に基づいて処理される場合は、製造数量等の届出の対象外です。

(例2) 接着剤を使用する際に化学反応が起きていれば製造数量等の届出が必要か? 製造数量等の届出の対象外です。

(例3 - 1) 塗装、金属メッキ、プラスチックやガラスへの表面コーティングの際に化学反応が起きていれば製造数量等の届出が必要か?

(例3 - 2) 接着剤を塗布し、化学反応を起こさせることにより製品を接着させた上で当該製品を出荷する場合には製造数量等の届出が必要か?

化学反応を起こさせることにより得られるものが製品の一部であるような場合には、製造数量等の届出の対象外です。

(例4) 岩塩を天日干しして塩を得た場合や除虫菊中のピレスリンを精製・分離した場合は、製造数量等の届出が必要か?

天然物から化学反応を起こさせることなく化学物質を得た場合は、製造数量等の届出の対象外です。

(例5) 化学工業用途でアルコール発酵を行いアルコールを得た場合は製造数量等の届出が必要か?

化審法上、「化学物質の製造」に該当しますので、原則として製造数量等の届出が必要です。

(例6) 化学反応を起こさせて化合物を得て出荷・使用可能な商品とした後、在庫保管中に酸化反応により異なる化合物が得られた場合、その在庫保管中に得られた化合物について製造数量等の届出が必要か?

製造数量等の届出の対象外です。

(例7 - 1) 熱硬化性樹脂Aを型枠に流し込み、熱と圧力をかけて化学反応を起こさせて樹脂B製のネジなどの製品を得て出荷する場合、樹脂Bの製造数量等の届出が必要か?

(例7 - 2) セメント等に化学反応を起こさせてコンクリート製品を得て出荷する場合は製造数

量等の届出が必要か？  
製造数量等の届出の対象外です。

「化学物質の輸入」への該当 / 非該当について

(例1) 海外より入手した化学物質を保税地区内で一時保管し、通関せず他国に移動させる場合に輸入数量や輸出(出荷)数量等の届出は必要か？  
通関手続きを行わないものについては、輸入数量等の届出の対象外です。

「製品」への該当 / 非該当について

(例1) 大判の板、フィルム、接着シート等を輸入し、国内で切断処理のみを行って商品又は商品の一部として流通させた場合は製造数量の届出が必要か？  
製造数量等の届出の対象外です。

(例2) 繊維や糸を輸入し、国内で化学反応を伴わずに加工して衣類等の商品として流通させた場合は製造数量等の届出が必要か？  
製造数量等の届出の対象外です。

(例3) ボールペンのインクを輸入した場合は輸入数量の届出が必要か？  
インクが充填されているボールペンは、充填されているインクを含めてボールペン全体を化審法上の「製品」として扱うため、輸入数量の届出の対象外です。また、小分けされ、店頭等で販売されうる形態になっている場合も、製造数量等の届出の対象外です。  
ただし、小分けされていないインクの状態で海外から輸入した場合は、原則として輸入数量の届出が必要となります。

#### 製造数量等の届出の単位

1. 一つの官報整理番号に対応するCAS番号が複数ある場合の届出について(任意)  
法令上の義務としては官報整理番号ごとの届出で結構ですが、官報整理番号に対応するCAS番号が複数あり、CAS番号単位で製造数量等が把握可能な場合は、できる限りCAS番号ごとに物質を区分し、それぞれの物質ごとに届出書を提出してください。  
なお、原則としては、官報整理番号ベースで1企業あたり1トン以上を製造・輸入している場合は化審法上の製造数量等の届出対象になりますが、CAS番号ごとに届出いただく場合は、CAS番号ベースで1トンを超えなければ、届出は必要ありません。
2. 製造・輸入している化学物質に対応する官報整理番号が複数ある場合の届出について  
含有成分の割合等、適切な根拠に応じて、官報整理番号ごとに割り戻して、それぞれについて届出書を提出してください。割り戻しの根拠が不明な場合は、それぞれの官報整理番号ごとに全量を製造・輸入したとして届け出ていただくことでも構いません。

(補足：塩の届出について)

塩(金属塩を除く有機化合物の付加塩、オニウム塩)にCAS番号が付いている場合は、塩(CAS番号)ごとに届出いただいても結構です。この場合は、CAS番号ベースで1トンを超えなければ、届出は必要ありません。また、届出書には、CAS番号といずれか一つの官報整理番号を記載して頂ければ結構です。

(補足：官報整理番号とCAS番号との対応について)

以下のサイトからダウンロード可能です。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)の化学物質総合検索システム(CHRIP)にも反映されています。

「化審法に基づく官報公示整理番号とCAS番号との照合に当たっての情報提供依頼」の結果報告について

[http://www.safe.nite.go.jp/topic/kanpou\\_cas01.html](http://www.safe.nite.go.jp/topic/kanpou_cas01.html)

### 混合物中の個別化学物質の扱い

一般化学物質

：混合物中に含まれるか、又は他の化学物質に不純物として含まれる一般化学物質については、その含有割合が10%重量未満の場合、届出が必要ありません。(運用通知3-1)

優先評価化学物質

：他の化学物質に不純物として含まれる優先評価化学物質については、その含有割合が1重量%未満の場合、届出が必要ありません(運用通知3-4)

混合物の希釈や濃縮を行った場合の判断について

- ・混合物の希釈を行った場合は、希釈を行う前の状態で判断して届出してください。(例・色素を得た後、水などで希釈し墨汁や絵の具を得る場合は、希釈する前の色素の状態で判断してください。)
- ・混合物を蒸留により分離し、それぞれを出荷するような場合は、分離した後の状態で判断して届出してください。(例・化合物Aと化合物Bの混合物を得て、Bを1重量%未満にまで除去した後、Bを廃棄するような場合には、Aを製造したものとみなしてください。)

### 自社内で全量消費する物質について

製造の場合

：同一事業所内か否かにかかわらず、自社内で全量を他の化学物質の中間物として消費する化学物質については、化審法上の製造に該当しないので製造数量の届出の対象外です。

輸入の場合

：自社内で全量消費する場合であっても、化学物質の輸入は届出対象となります。

外形上自社内であっても、委託生産等、化学物質を製造する者と当該化学物質を他の化学物

質の中間物として消費する者が異なる場合は、製造数量の届出が必要です。判断に迷われるケースについては経済産業省にお問い合わせください。

#### 自社が製造又は輸入した化学物質を自社内で製品の製造に使用した場合

一般（又は優先評価）化学物質 A を 1 トン以上製造または輸入した後に、自社内で化審法上の「製品」 B にして出荷した場合や自社で使用した場合は、以下の内容で届け出てください。

製造・輸入数量：化学物質 A の製造・輸入数量を記入

出荷量：化学物質 A が使用されている製品 B の出荷量中の当該物質 A の数量を記入

なお、製品を輸入し自社から出荷した場合や、国内の企業から購入した化学物質を、化学反応を伴わずに製品とし出荷した場合は、製造・輸入量及び出荷量等の届出は不要です。

また、17～18 ページ「一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出の要 / 不要について」で届出の対象外とされている事例に該当する場合は本項によらず届出は不要です。具体事例について判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

#### 製造・輸入と出荷の年度にずれがある場合

製造・輸入した後、出荷が年度をまたぐ場合、製造・輸入数量が 1 トンを超えない年度は、法令上は届出等の義務は発生しません。ただし、排出量をより正確に把握するために、出荷量と用途について、前述の「様式第 1 1」又は「様式第 1 2」によって届出のご協力をお願いいたします。この場合、他の届出書と同様に、届出書については、経済産業省の行政文書として扱い、届出情報は化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価における暴露量の評価に活用させていただきます。

#### 出荷した化学物質の返品があった場合の届出について

原則として、年度単位でトータルの出荷量を報告してください。すなわち、年度内の返品に限り、返品分を出荷分から差し引くことは問題ありませんが、差し引いた結果マイナスになる場合は 0 t として報告してください。また、年度内に返品を受けた物質のうち一部を同じ年度内に別の用途で出荷した場合は、返品分を当初の出荷分から差し引き、別の用途での出荷分として届け出てください。年度をまたいだ返品については特に変更等を行う必要はありません。

なお、同じ年度内に輸出した化学物質が返品されて国内に出荷した場合は、輸入と出荷の両方を報告することになります。

#### 化学物質の出荷先や用途が分からない（知り得ない）場合の対応

出荷先や用途は、通常想定される出荷先や用途（出荷先等から情報があれば、それを反映させたもの）を、記入してください。

ある化学物質の出荷先や用途に係る情報を、届出対象者以外の者が持っている場合、届出対象者にはできればその情報を入手し届出いただくことが望ましいですが、情報の入手が難しい場合、例えば出荷先については、販売先の所在地を出荷先として記載いただいたり、用途については、「その他」を記入していただくことでも構いません。

なお、用途分類及び詳細用途分類として「98 - z その他」を選択された場合、当該化学物質のリスク評価は、ライフサイクルステージ全体をとおして全量が環境中に排出されたとの厳しめの想定で行われます。（優先評価化学物質の届出で、用途分類の2桁の番号は分かるがそれ以上の詳細が不明であり、詳細用途分類を「z その他」とした場合は、リスク評価では、当該2桁分類の中で一番高い排出係数が適用されます。）

#### 混合物の成分構成の情報が企業機密上知り得ない場合の対応

まずは、混合物中に含まれる一般化学物質は、その含有割合が10%重量未満の場合、製造数量等の届出が必要ない（すなわち、混合物の主要な成分のみ届出を求めている）というルールを踏まえ、それでも混合物の成分構成を他企業に伝達することが企業機密上問題かどうかを精査してください。それでもなお問題があれば、個別にご相談ください。

#### 届出不要物質の追加について

既存化学物質及び新規化学物質（昭和49年度から昭和61年度までに白判定されたものに限る。）の高分子化合物の安全性評価情報として、高分子フロースキームによる白判定相当の試験成績又は低懸念ポリマー確認基準を満たす試験成績を得ている場合には、経済産業省までご提供いただければ、リスク評価を行う必要がないと認められる一般化学物質（届出不要物質）の選定に際して、基礎データとさせていただきます。届出不要物質は毎年度追加される予定です。

なお、平成23年度の届出における届出不要物質については、平成23年1月頃に予定している届出不要候補物質の再意見募集を踏まえて、平成23年3月末までに公示される予定です。

#### 集計結果の公表

##### 一般化学物質

：製造・輸入の総量が一定量以上の物質について、桁区切り（例・1千～1万トン、1万～10万トン等）で経済産業省より当該総量を公表予定です。ただし、公表は3社以上が製造・輸入している物質に限ります。

##### 優先評価化学物質

：製造・輸入の総量が100トン以上の物質について、経済産業省より当該総量を実数値で公表予定です。

## お問い合わせ

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

TEL : 03-3501-0605 FAX番号 : 03-3501-2084

独立行政法人製品評価技術基盤機構 ( N I T E )

( 化学物質管理センター 化学物質審査規制法リスク評価準備室 )

TEL : 03-5738-2860 FAX番号 : 03-3481-2900

その他、法令、届出様式のダウンロード等についてはこちら

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html)

英語のパンフレット等も各種掲載されています。

化審法における管理区分、官報整理番号の確認等、化学物質データベースはこちら

C H R I P : <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

J - C H E C K : <http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/Top.do>